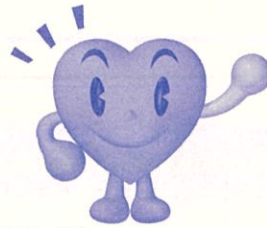


すこやか

S U K O Y A K A



No.92

●編集・発行
一般財団法人 広島県勤労者福祉推進協会
本部/〒732-0825 広島市南区金屋町1番17号ワークピア広島内
☎ 0120-276-701
TEL: 082-261-4208 FAX: 082-263-7586
http://www.kinnrou.jp



新年のご挨拶

理事長 出店 宏明

あけましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になり、誠にありがとうございました。

昨年「新型コロナウイルス感染症」の爆発的な拡大は全世界に多大な影響を及ぼし、国内においても観光、飲食業はもとより各企業においても業績悪化が著しく、極めて厳しい一年となりました。

協会にとっても影響がおおきく、加入団体の消滅や離職・退職等会員の減少による業績悪化、事業においても各種会議の中止あるいは「持ち回り」、所長会議のテレビ会議実施等で急場をしのいできましたが、事業推進研修会・講演会はやむなく中止せざるを得ない状況となりました。

また、各支所を中心とした加入団体各位への挨拶等を含めた訪問もほとんどできず大変ご迷惑をお掛けした一年となりました。しかしながら、昨年は近年毎年のように続いていた異常気象による台風・大雨等の大規模な災害は発生しておらず、厳しい一年の中でも協会、加入者の皆様にとっては一つの明るいニュースであったと思われれます。

二〇二二年は、延期となったオリンピックが開催予定とされていますが、「新型コロナウイルス感染症」の終息の目途が立たないどころか、第三波、第四波も警戒される中、極めて混沌とした幕開けとなりました。

このような極めて厳しい状況下ではありますが、協会としては加入者の安全と財産を守る事業に邁進するとともに、公益事業・収益事業（その他事業）のバランスを取りながら、協会設立趣旨に則り「勤労者の福祉の増進に寄与する」ことを第一義とし、その目的のため本部各支所全員が火災共済・総合共済加入人口数増に向けて、今年も取り組みますので、尚一層のご理解とご協力をお願い致します。

結びに二〇二二年が皆様にとってよき一年となりますよう御祈念申し上げます、新年にあたりのご挨拶とさせていただきます。



二〇二二年 一月

あけまして
おめでとう
お正月
おめでとうございます

丑

良き新年をお迎えのことと存じます
昨年中は並々ならぬご厚情を賜りお礼申し上げます
本年も昨年同様ご指導の程宜しくお願い致します
皆さまのご健康とご多幸をお祈り申し上げます
二〇二二年 一月

一般財団法人
広島県勤労者福祉推進協会
役員一同



有難うございました

前大竹支所 山本 克幸(やまもと かつゆき)



2020年9月末日をもちまして大竹支所の所長を退任いたしました。
2015年4月に着任し、無事に業務を遂行できたことは皆さまのご支援・ご協力のお陰だと感謝申し上げます。
在任中の業務で特に、罹災状況の現地調査と対応、設立30周年記念事業の実行、大竹支所の廃止に伴いスムーズな移行運営の検討とフォロー、新型コロナウイルス感染症の中での業務遂行、そして多くの人との出会いとご指導は、短期間ではありましたが人生の貴重な経験として今後活かしていきたいと思っています。
今後も勤労者協会の事業推進に協力して参ります。有難うございました。

広島支所と大竹支所が統合され 西部支所になりました

大竹支所が廃止となり、2020年10月1日より広島支所と統合され「西部支所」となりました。
西部支所所長は旧広島支所所長の前原が担当いたします。
協会の発展にこれまで以上に精一杯努めてまいりますので、何卒宜しくお願い致します。



西部支所所長
まえはら はくし
前原 伯史

西部支所: ☎732-0825 広島県広島市南区金屋町1番17号 ワークピア広島 5 F
(団体の頭にA・B・Cのついている方) 電話 082-261-4208 FAX 082-263-7586 ☎0120-276-701

勤労者協会の火災共済は



- ①付加共済(風水雪害、凍結等)追加掛金なし!
- ②免責なし!1円から保障いたします
- ③30年間掛金の値上げなし

火災共済に加入すると以下の共済金も給付対象となります。

付加共済金 充実の9項目 (貸家加入、団体一括契約特約加入のみ、空家物件については下記注意事項参照のこと)

<ul style="list-style-type: none"> ●風水雪害 ●車両の飛び込み (←一口につき) (1)全壊 40,000円(家屋400万円、家財200万円を限度) (2)半壊A 20,000円(家屋200万円、家財100万円を限度) (3)半壊B 10,000円(家屋100万円、家財50万円を限度) (4)一部壊 2,000円(家屋20万円、家財10万円を限度) (5)床上浸水 1,000円(家屋10万円、家財5万円を限度) <p>上記項目については()内の金額を限度に実損額を給付します。 但し、貸家加入は最高金額の1/2を限度とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●水漏れ損害 (←一回の事故につき) ●失火見舞費用 ●地震・噴火による自家の全焼 <p>上記3項目の災害に遭われた時は契約額の20%以内の実損額給付。 限度額は100万円。(但し、貸家加入は対象外です。)</p>
<p>《見舞金》 (←一回の事故につき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●物置、納屋、土蔵の全半焼 20,000円 ●風呂釜の空焚き 20,000円以内の実損額 ●風呂釜、浴槽の空焚き 50,000円以内の実損額 ●凍結による水道管、温水・給湯器のパイプの破裂損害で 水道管や蛇口等のパイプのみの修復の場合は10,000円以内の実損額 ・家屋・家財にも損害が生じたときは1口につき2,000円で家屋20万円、 家財10万円の合計30万円を限度にその実損額 	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡弔慰金 (←一口につき) (1)火災、破裂・爆発、落雷、墜落、風水雪害、車両の飛び込みにより、 契約者および同居親族が各自の住居において死亡したとき。 ■契約者死亡 2,000円 ■同居親族の死亡 1,000円 (2)上記以外すべての死亡 ■契約者死亡のみ 60歳未満...500円 60歳以上...250円 <p>上記金額に加入口数を乗じて1,000円未満の場合の給付額は1,000円とします。 ・死亡弔慰金給付対象加入口数は契約者が居住している家屋・家財の口数分のみとなります。</p>

(注) ●貸家加入の場合、付加共済金は風水雪害、車両の飛び込み、風呂釜(浴槽)の空焚き、水道管等の凍結損害が適用となります。
●団体一括契約特約のみの契約は、付加共済金の物置、納屋、土蔵の全半焼および風呂釜(浴槽)の空焚きは給付対象外です。
●空家裏書承認物件、借家人賠償共済については、付加共済金給付項目は全て対象外です。